

令和6年3月第2回定例会
代表質問・一般質問 順位

代表質問

順位	会派名	氏名
1	香芝市議会公明党	中山 武彦
2	無所属の会	川田 裕
3	日本共産党	青木 恒子
4	香芝市議会自由民主党	木下 充啓

一般質問

順位	氏名
1	筒井 寛
2	下村 佳史
3	小西 高吉
4	清川 希代子
5	上田井 良二
6	眞鍋 亜樹
7	中井 政友

代表質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和6年3月4日

質問者

会派
議員

香芝市議会公明党
中山 武彦

香芝市議会議長

川田 裕 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目	1 健康・福祉政策について	市長
中項目	(1) 新型コロナウイルス、インフルエンザなどの感染症対策について	副市長
	(2) 子どもの健康・相談について	教育長
	(3) がん対策について	企画部
	(4) 高齢者施策について	民生部
	(5) 孤独・孤立対策について	福祉部
※箇条書で記入 ください。	2 物価高騰対策について この子どもの食料費の推移と今後の取組について	都市計画部
	3 防災・減災・安全対策について	消防部
	(1) 地震等別地域の被災者支援について	教育部
	(2) 防災訓練、身の取組について	危機管理監
	(3) AEDについて	
	(4) 自転車の安全利用について	

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1 健康・福祉政策について

(1) 新型コロナウイルス・インフルエンザ対策について
・ 最新の感染状況はどうか、インフルエンザなどの感染症が流行している中、予防接種の取組や肺炎球菌ワクチン接種の取組を質問する。

(2) 子どもの健康・相談について
・ 11歳児健康診断の発行状況や子どもの健康の状況、特に、中心に就学に備えられるように相談の充実について質問する。

(3) がん対策について
・ 子どものがんについては治療効果が伸びていく、がん対策の取組や、HPVワクチンのきめ細やかな接種について質問する。

(4) 高齢者施策について
・ 高齢化が進む中でフレイル予防の重要性が高まっている、介護支援体制の検討状況や認知症の予防について質問する。

(5) 孤独・孤立対策について
・ 最新の人口推移、社会のつながりの中心が薄れ、生活困窮に陥る、困難を伴っている方がいる、昨年4月に孤独・孤立に関する法律が施行される中、自治体の取組を検討する観点からはどのような取組を質問する。

2 物価高騰対策について

- ・ロシアのウクライナ侵襲、原油高の影響等により物価高騰は長期化している。
このため、教員にわたって政府の経済対策により、家計や事業者を支援する経済措置が
続いている。
着目点にあり、最近の支援策の進捗、今後の取組について質問等。

3 防災・減災・安全対策について

(1) 能登半島地震の被災者支援について

- ・着目点にあり、最近の支援策、職員の派遣支援について質問等。

(2) 耐震診断、工事の取組について

- ・市内の防災・減災対策として、木造家屋の耐震診断、工事の計画的な取組
について質問等。

(3) AEDについて

- ・救命救急講習会ではAEDの使用方法を学ぶが、実際は事故等に遭遇した時に
AEDの設置場所が少なと使用が間に合わない。このためAEDの設置場所と
増やす取組が重要と見え、AEDの設置場所には、身体を覆う三角巾の
配備が各地で進んでいる。着目点にあり、今後の取組について質問等。

(4) 自転車の安全利用について

- ・交通事故の件数に占める自転車関連事故の割合が高くなり、
取組の強化が警察庁で検討されていると聞く。
取組は、安全利用のためのルールや啓発とこれに安全指導教室などの
充実について質問等。

代表質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和 6 年 3 月 4 日

質問者

会派 無所属の会

議員 川田 裕

香芝市議会議長

川田 裕 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
<p>大項目</p> <p>中項目</p> <p>※箇条書で記入ください。</p>	<p>(1) 令和6年5月の市長選挙の出馬について</p> <p>① 福岡市長の市長選挙への出馬意向</p> <p>(2) 令和6年度予算編成方針について</p> <p>① 暫定予算でない理由</p> <p>② その他予算計上の根拠と理由</p> <p>(3) 王寺町事業系ゴミの無許可搬入について</p> <p>① 王寺町事業系ゴミの卸し無許可の期間</p> <p>② ゴミ無許可卸しに対する罰則</p> <p>③ 香芝市の廃掃法第7条1項に係る許可の方針</p> <p>④ 香芝市の廃掃法第7条1項に係る欠格事項</p> <p>⑤ 廃掃法第7条第1項の違反に対する是正方法</p> <p>(4) 香芝市定員管理計画について</p> <p>① 香芝市定員管理計画の経緯</p> <p>② 中長期計画の無策定の理由</p> <p>③ 今後の定員管理計画の重要性</p> <p>(5) 産後ケア事業等の調査について</p> <p>① 助産師の秘密漏示の調査結果</p> <p>② 子育て支援事業者等への調査結果</p> <p>③ 保健指導の概念と方針</p> <p>(6) 前市長の違法ポスター撤去の代執行に係る経費徴収及び事前活動</p> <p>① 行政代執行に至る経緯と事実</p> <p>② 代執行経費徴収の法理説明及びその経費額等の請求予定</p> <p>③ 違法政治活動用ポスターは選挙の事前活動に該当するか</p> <p>※ (5) 「産後ケア事業等の調査について」の参考資料・「香保セ第1062号」を配布</p>	<p>市長</p> <p>副市長</p> <p>担当職員</p>

(要 旨) ※ できるだけ具体的に記入願います。

(1) 令和 6 年 5 月の市長選挙の出馬について

【質問主意】

令和 6 年 5 月 12 日に香芝市長選挙の告示を迎える。その告示日までに香芝市議会が開催される定例会は、令和 6 年 3 月議会が最後の開催となる。前市長選挙において当選なされた福岡市長は、約 4 年間の行政事務の執行を行ってきた。政策を含め行政継続性の概念から、令和 6 年度予算計上の提案をはじめ、政策の継続性が伺える。その趣旨から福岡市長は、その実質性から次期市長に出馬されると予算内容からは伺えるが、その根拠も含め香芝市民に対して、選挙への出馬を公表する責務が発生している。次の質問にも関係するが、市長権限による予算を提案されているが、本来であれば暫定予算に限る論理になり、次期市長選への挑戦を含めたものでない限り、暫定予算以外の予算を提案する根拠の説明がつかない論理になる。故に、次期市長選挙と予算計上の整合性も含め、福岡市長は出馬意向を表明しなければならない。

① 福岡市長の市長選挙への出馬意向

端的に、福岡市長の出馬意向を示されたい。

(2) 令和 6 年度予算編成方針について

【質問主意】

上記の (1) に関連した質問となるが、議会に提出された令和 6 年度一般会計歳入歳出予算は、暫定予算ではない。予算書の計上内容を確認すると、暫定予算以外に自治事務を含め多くの政策的予算も含まれる。(1) の答弁にも関係するが、福岡市長が次期市長選挙に出馬しないのであれば、暫定予算以外の予算が計上されている事情は、余程な正当な理由がない限り説明責任は果たせないこととなる。故に、①の質問の暫定予算でない予算計上の理由は質さざるを得ない。

質問の②に関しても、次期選挙において福岡市長が出馬されない場合又は福岡市長以外の候補者が市長に就任された場合、減額補正予算や未執行により予算計上の内容に関し一定の変更は可能であると思慮する。然しながら、福岡市長が出馬され、当選なされて次期市長に就任された場合は、令和 6 年 6 月定例会において補正予算を提案すれば、その目的は達することができる事項である。然らば、令和 6 年 3 月議会に提案する議案において、暫定予算以外の予算を計上されることは、その正当な理由を説明する義務を要すると思慮する。

香芝市議会議員の判断は多種多様であるが、決議権を考慮した場合は、予算審議及びその表決について必須となる判断材料となることは言わずもがなである。

上記の質問主意に対して、明確な説明を求めるものである。

① 暫定予算でない予算計上の理由

質問主意に理由は示しているが、次期市長選挙への出馬表明もない場合、暫定予算以外の選択肢はないものと思慮する。また、出馬する場合においても、なぜ令和 6 年 4 月から 5 月又は 6 月の予算計上で賄えるはずであり、義務的経費以外の年間予算の計上は解釈に苦慮するものである。その見解を示されたい。

② その他予算計上の根拠と理由

福岡市長が出馬表明を行う場合においても、選挙の結果は何人も予見できず、暫定予算以外の予算計上は、香芝市議会に対して納得がいく説明が当然に必要である。質問主

意にも記したが、令和6年6月議会においての予算提案でも問題はないと思慮するが、なぜ令和6年3月議会においての予算提案を行うのか、その正当な理由について、その根拠を示されたい。

(3) 王寺町事業系ゴミの無許可搬入について

【質問主意】

令和6年2月20日に開催された香芝・王寺環境施設組合（以下「組合」という。）議会においても意見したが、王寺町の事業系ごみ搬入量の手数料が計上されている。然しながら、弊職が調査したところ王寺町の事業系のゴミの収集又は運搬を業とする者のうち王寺町に所在する事業者（以下「王寺町の事業者」という。）が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第7条第1項に違反する事項が確認されている。その内容は、廃掃法第7条1項の規定では、事業者は業を行う区域を管轄する市町村長から許可が必要とされる。然るに、王寺町の事業者は、事業系ゴミの積み卸しに対し、積み場所（王寺町）の許可は、王寺町の長から許可を受けるが、卸す場所（香芝市）の許可は受けていない。即ち、廃掃法第7条第1項の違法を行っていることになる。

美濃園の創業は、昭和51年9月に設立され、一部事務組合としてゴミの中間処理の事業を行っており、上記した違法搬入は、美濃園は約50年間に渡り違法ごみ搬入を受け入れて来たことになる。廃掃法第7条第1項の罰則は、5年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金と規定され、その違法が約50年に渡るとするならば、併科されればその罰則の量定は重いものと予見できる。ゴミの無許可搬入は厳重な処分であり、軽視できるものでないことは当然であるので、許可権限を持つ香芝市は組合に対し、指導を行わなければならない。

また、香芝市は事業系ゴミ事業者に対して、業者の飽和状態を起因とし新規事業者に対するゴミの積み卸しの許可は与えないと過去の答弁でもその方針が示されている。その場合、王寺町の事業者はゴミの搬入は不可能となり、王寺町は自らの事業として事業系ゴミの収集及び運搬を行うか、或いはゴミの中間処理は民間焼却施設と契約する以外に方法はないと推測できる。

そこで、以下の質問に対し香芝市の見解を示されたい。

① 王寺町事業系ゴミの卸し無許可の期間

弊職の調査では、美濃園の創業以降、王寺町の事業者は無許可でゴミの搬入をしていたと思慮するが、その解釈で間違いが無いか見解を示されたい。

② ゴミ無許可卸し（搬入）に対する罰則

廃掃法第7条第1項の違反に対する罰則は、廃掃法第25条第1項第1号に5年以下の懲役又は一千万円以下の罰金と規定されるが、王寺町の事業者はこの規定に対し抵触するか、法理からの解釈を示されたい。また、無許可卸しに対して、刑事訴訟法第230条の規定による告訴権を有する法人は誰になるのか、示されたい。

③ 香芝市の廃掃法第7条1項に係る許可の方針

香芝市は複数の事業系ゴミ収集又は運搬業社にゴミの積み卸しの許可を与えている。今後の人口減少を鑑みた場合、更なる新規事業者に対する許可は行わないと説明されてきたが、改めて香芝市の方針を示されたい。

④ 香芝市の廃掃法第7条1項に係る欠格事項

廃掃法第7条第1項の新規許可の扱いの方針は、原則出さないと予見できるが、そもそも、許可についての欠格事項などないのか。香芝市の見解を示されたい。

⑤ 廃掃法第7条第1項の違反に対する是正方法

廃掃法第7条第1項の許可を出せないとすれば、この廃掃法違反について適法に是正するためには、王寺町自ら運び込むか、香芝市の施設への運搬を王寺町が業者委託するしか方法がないと思われるが、香芝市の見解を示されたい。

(4) 香芝市定員管理計画について

【質問主意】

香芝市においては、一般行政職員が奈良県12市の中で一番に不足すると過去の答弁で述べられている。行政実情を鑑みた場合、行政サービスの拡大を求める意向の増大の基に行政組織における業務量の増加は避けられない状態に陥っている。然しながら、香芝市においてはその状況の予見は約10年以上前から既知であった。その理由は、香芝市の保育事業において公立の保育所の数が多く、定員において保育士の定員の占める割合が高く、一般職の定員数を圧迫していた状態にあった。そこで約10年前の計画では保育所民営化計画が定められ、その計画については香芝市重点施策に記載されるに及んだ。然しながら前市長は、その計画を完全に反故にし、逆にこども園の増員及び保育所の増設により、香芝市一般職は更なる圧迫を受ける状態に陥ってきた。行政組織の適正性を鑑みた場合、義務的事務の量から積算すると、異常と云えるほどの一般職の不適正な定員数となっている。これらの異常な状態は、計画を何ら根拠もなく反故にした職務怠慢と言わざるを得ない。然るに香芝市は、行政サービス等の需要が拡大する中、中長期的な定員管理計画が必要にも関わらず、定員管理計画は単年度においてその時の事情に鑑み、職員の採用を行うといった計画性なき事務執行が行われており、中長期における行政組織の適正な形態を鑑みることなく、その事務の検討すら行われることもなく現在に至っている職務怠慢は重大なものと言わざるを得ない。

以上の理由から、以下の質問を行う。

① 香芝市定員管理計画の経緯

香芝市定員管理計画は現在において策定されているのか、示されたい。また、過去の議会審議において香芝市経営会議等においては、定員管理計画の審議が行われていた行政文書は見当たらず、その検討状況が不明である。そこで、過去の定員管理計画に係る検討状況を示されたい。

② 中長期定員管理計画の未策定理由

香芝市定員管理計画は現在に至っても未策定と鑑みるが、未策定の場合、その理由を示されたい。

③ 今後の定員管理計画の重要性

香芝市における定員管理計画の必要性を思慮した場合、現在の行政需要に整合するものであるが、香芝市の行政組織論から鑑みれば住民に対する行政サービスの根幹と云えるものである。香芝市では、「公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針」が既に策定されているが、その対となる定員管理計画の未策定は、理解ができないものである。

香芝市の定員管理計画の重要性の考え方を示されたい。

(5) 産後ケア事業等の調査について

【質問主意】

令和6年1月25日に、「産後ケア事業における秘密の漏示等の疑いに関する質問主意書」に対する回答（以下「香保セ第1062号」という。）が香芝市からなされている。

その「香保セ第1062号」では、秘密漏示は看過できない重大な事項の旨の回答が行われている。また香芝市は秘密漏示の疑義に対して調査等が行われていると鑑みるが、その調査結果及び注意喚起等の内容を質すものとする。

また、香芝市が委託する等の子育て支援事業者への調査結果についても示されたい。

最後の保健指導の概念と今後の方針等については、非常に重要である。保健指導の権限を持たない者の関与は間違った概念が拡散する恐れもあり、法令等を遵守し厳格に対応する必要があると思慮する。この意見に対しては香芝市と齟齬はないが、具体的な今後の取組みや委託業者の守秘義務等、それらに対する指導助言なども含み、方針を示されたい。また、保健指導という重要かつ必要性の高い事務に関し、香芝市の見解も示されたい。

① 助産師の秘密漏示の調査結果等

秘密漏示に対する確認等の調査結果及び秘密漏示の疑義の発生原因の周知について、香芝市の見解を示されたい。

② 子育て支援事業者等への調査結果等

秘密漏示に対する確認等の調査結果及び秘密漏示の疑義の発生原因の周知及び保健指導に関わる有無について、香芝市の見解を示されたい。

③ 保健指導の概念と今後の方針等

文書質問の回答でも記されるが、保健指導の概念の歪曲は市民との信義則にも反する恐れのある重要事項である。一度、歪められた概念を是正することは大変な労力と厳格さが必要とされると思慮するが、放置できるものでもない。そこで、香芝市において、保健指導に対する誤った概念が広がり、保健指導を行う職員の精神的負担も増大しているとの回答から鑑みると、産後ケア事業等の継続にも困難を伴う恐れがあると思慮する。また、過去には産後ケア事業の委託を受ける助産院において、生後2か月の乳児が死亡する事故が発生し、無理な運営は事故の発生確率を高めると思慮する。安全対策と過剰な負担に対する香芝市の保健指導に対する概念と今後の方針等を示されたい。

(6) 前市長の違法ポスター撤去の代執行に係る経費徴収及び事前活動

【質問主意】

令和6年2月22日に報道機関から「香芝市前市長ポスター撤去」に係る記事が掲載されている。その内容では、前市長の政治活動用ポスターが公職選挙法違反に当たるとして、個人ポスターなど計26枚を行政代執行により撤去された旨が掲載された。その行政代執行に至る経緯と事実を示されたい。

また、行政代執行法第5条には、「代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもってその納付を命じなければならない。」第6条には、「代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。」と規定されるが、その経費額の総計及び徴収予定等を可能なものについて示されたい。尚、香芝市選挙管理委員会においては、行政代執行を行

った根拠として「市長になろうとする者」と判断されていると報道されているが、その場合は選挙の事前活動と解釈されると思慮するものであるが、香芝市選挙管理委員会の見解を示されたい。

① 行政代執行に至る経緯と事実

行政代執行に至る経緯と事実を示されたい。

② 代執行経費徴収の法理説明及びその経費額等の請求予定

行政代執行に要した費用の額及びその納付日等を、可能なものについて示されたい。

③ 違法政治活動用ポスターは選挙の事前活動に該当するか

選挙への立候補者は、選挙の事前活動等の規制が公職選挙法で規定されている。候補者に見做し、行政代執行を行った事実からすれば、公職選挙法に規定される選挙の事前活動と判断されたことになる。現在では未知だが、その者が選挙に立候補した場合、行政代執行による理由から公職選挙法違反として既遂になると思慮するが、香芝市選挙管理委員会の見解を示されたい。

(要 旨) ※ できるだけ具体的に記入願います。

① 市長公約が、この4年間でどのように進捗してきたのかを問います。

香芝が奈良で一番になる5つの提案に沿って

1. 誰もが住みよい街にする。

街づくり問題

2. 学校をよくする

学校統廃合問題

公開質問状

3. 子育てを応援する

幼保再編問題

4. 市役所をよくする

二元代表制と香芝市公有財産有効活用検討会議

5. 市民が決める

JR 香芝駅バリアフリー化

庁舎内喫煙所設置

学校統廃合

保育所民営化

② 非公開の香芝市公有財産有効活用検討会議

- ・委員長・副委員長は
- ・なぜ非公開で行うのか
- ・今までの検討会議全体会・分科会の内容
- ・次回の日程は

幼保再編について

- ・第5回香芝公有財産有効活用検討会議
香芝市仮称こども園整備運営事業に係る市場調査について
- ・調査の概要・目的 調査対象企業
- ・市内の就学前人口の動向は 五位堂小学校地域の就学前人口の推移
- ・調査結果 事業スキームの検討
- ・市の子育て支援のシンボルとは何か
- ・市場調査をうけて何が課題と思われるか
- ・今後どのように市の内部で検討していくのか

- ・幼保再編の担当所管として市場調査結果の見解
- ・対象地が保育環境・交通事情として適しているのかどうか
- ・2025年問題 保育利用者が減ってくる中、民間こども園設置は困難では
- ・保育士不足などで大手の民間保育所の倒産しているケース
市町村保育実施義務（児童福祉法 24 条 1 項）
- ・五位堂保育所・五位堂幼稚園の公的役割

学校統廃合について

- ・ 文科省の手引きについて 統廃合するにあたっての手続き
地域住民に対する取り組み
香芝市は手引き通り進めてきたのか
- ・ 県の教育委員会は香芝の計画を知っているのかどうか
- ・ 志都美小学校説明会はどうであったのか
- ・ なぜ教育委員会で報告がなかったのか
- ・ 関屋小学校での説明会はいつするのか
- ・ 望ましい学校環境検討委員会の進み具合はどうなっているか
構成メンバーの確認 どのような配慮で委員依頼しているのか

学校整備について

- ・ 熱中症対策として体育館に空調設備（昨年夏平均気温最高記録）
学校施設環境改善交付金 2025事業期間 活用しないのかどうか

代表質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和6年3月4日

質問者

会派 香芝市議会自由民主党

議員 木下 充啓

香芝市議会議長

川田 裕 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1. 危機管理と防災について (1) 能登半島地震等の被害から得た教訓について (2) 地震災害が本市に与える被害の想定について (3) 上下水道に被害が生じた場合のトイレについて (4) 避難所運営の課題について (5) 要配慮者への支援について (6) 避難行動要支援者について (7) 個別避難計画の策定状況について (8) 自助・共助の重要性について (9) 自主防災組織の活性化について (10) 市内事業者のBCP策定について (11) 奈良県や近隣市町との連携について (12) 防災のデジタル化について	市長 副市長 危機管理監 産業振興局 福祉部 上下水道部

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 危機管理と防災について

(1) 能登半島地震等の被害から得た教訓について

今年1月に発生した能登半島地震は、地震発生確率が高くないにも関わらず発生し、甚大な被害をもたらした。周期的に発生している近年の地震被害について、地震自体とその被害の特徴について確認し、本市でも備えておかなければならない対策と課題について伺う。

(2) 地震災害が本市に与える被害の想定について

自然災害の少ない本市ではあるが、地震はいつ発生するかもわからない。本市および周辺で想定されている地震の被害について確認する。

(3) 上下水道に被害が生じた場合のトイレについて

上下水道設備に大きな被害が生じた能登半島地震では、断水が長期化しておりトイレの問題が大きいと報じられている。特に発災直後の仮設トイレ設置までの数日間は家庭においても避難所においても衛生面、健康面、人権の面からも深刻な問題である。このトイレ問題に関しての備えや取り組みについて伺う。

(4) 避難所運営の課題について

大きな災害が発生した場合に、行政が避難所を開設するが、避難所の状況については当然ながら不自由で過酷なものとならざるを得ない。近年の地震被害や避難所運営の状況を鑑みて本市の避難所運営の課題について伺う。また、ペットの同行避難についても伺う。

(5) 要配慮者への支援について

避難所での生活は、不自由なものとならざるを得ないが、障がい者や高齢者、妊産婦、外国人など特別の配慮が必要な方がおられることを前提に備えることが必要である。これらの要配慮者に対してどのような支援が行えるのか伺う。

(6) 避難行動要支援者について

要配慮者の中には避難に第三者の支援が必要な避難行動要支援者がおられる。災害対策基本法に定められるこれら避難行動要支援者名簿の作成状況について伺う。

(7) 個別避難計画の策定状況について

災害対策基本法の努力義務ではあるもの、避難行動要支援者が避難の必要に迫られた場合に、避難支援するための個別避難計画の策定状況と今後の方針について伺う。

(8) 自助・共助の重要性について

市民の生命、身体の安全を守るために市として地震被害に備えることは重要であるが、被害規模の想定が困難な地震被害の場合、過大な備蓄や大規模な投資は費用対効果の面からも避けなければならない。そこで、住民自らが災害に備える自助や共助が重要になる。そこで自助・共助の重要性について確認する。

(9) 自主防災組織の活性化について

自助・共助を推進するためには住民や家庭の防災意識の向上を図ることが重要であるが、それを推進する役割を担うひとつの組織が自治会単位の自主防災組織であると思われる。本市における自主防災組織の現状と活性化の取り組みについて伺う。

(10) 市内事業者の BCP 策定について

能登半島地震の場合でも、多くの事業者が被害を受け事業の継続が困難な状況になっている。市内の事業者においても、地震災害等が発生した場合に被害を最小限に抑え、事業再開をスムーズに行うために計画を策定し訓練等で従業員に周知しておくことが重要である。そこで市内事業者の BCP（事業継続力強化計画）策定状況を伺う。

(11) 奈良県や近隣市町との連携について

本市が地震によって大きな被害を受けた場合、当然近隣市町や奈良県でも大きな被害がでていることが想定される。奈良県や近隣市町との情報共有の仕方や協力体制について伺う。

(12) 防災のデジタル化について

内閣府が構築した「クラウド型被災者支援システム」があり、令和4年から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）で運用が行われている。このシステムの概要及び効果について確認し、本市での導入状況について伺う。

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 6年 3月 4日

質 問 者

議 員

筒 井 寛

香芝市議会議長

川 田 裕 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入ください。	1. 見守りで『奈良いち』になる (1) 一人住まい世帯の実態について (2) 孤独死(孤立死)実態・原因・予防について (3) 住宅セーフティネットの制度について 2. 公正な選挙で『奈良いち』になる (公職選挙法に違反する行為が本市で 繰り返し行われている事について) (1) 公選法違反者へのこれまでの対応 (2) 公選法違反者への今後の対応 3. 災害への備えで『奈良いち』になる (1) 想定外の避難者が発生する可能性について	市 長 副 市 長 企 画 部 福 祉 部 健 康 部 都市創造部 市民環境部 選挙管理委員会 危機管理監

(要 旨) ※ できるだけ具体的に記入願います。

- 高齢化社会における取り組むべき諸課題は多く在るが、その中でも、高齢者の孤立、そこから派生する孤独死(孤立死)は、最も憂慮すべき問題であると考えことから、本市の現状を把握する質問をする。

また、昨年末、住宅セーフティネットの制度の創設を目指す予算案が閣議決定され、新年度から住宅確保困難者への支援が広がることが期待されるが、孤独死問題と並び深刻な、単身高齢者等へのいわゆる「貸し渋り問題」と合わせ、市として、強く、積極的に取り組んでいくよう、提言していきたい。
- 本年5月に本市市長選挙の執行が予定されているが、その選挙まで2カ月余りと近付いてきたにも関わらず、公職選挙法に違反する行為が多くみられ、このままでは公正な選挙が行えないのではないかと危惧すべき状態になっている。法律に詳しくなく、ミスを犯すことはあり得るが、注意・指導しても従わないなど、悪質なものは厳正に対処すべきであると考えるので、本市選管の対応を問う。
- 本年元日に発生した能登地方の地震災害に関する報道の中で、事前の想定外の避難者が発生しているとの記事があった。自治体の境界を越えた避難者や、自宅が被災したが住めないほどではないから、昼間は自宅で過ごす、夜間は避難所で寝る、という、想定を超えた避難者が発生したことについて、本市においても、想定外の避難者について研究し、想定内にしていく意識を持ちたい。

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 6年 3月 4日

質問者

議員 下村佳史

香芝市議会議長

川田 裕 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1. コロナワクチン接種履歴及び予診票について (1)本市の保存期間と保存方法について (2)市民に対する周知について (3)市の接種者の接種履歴の保存期間を延長について (4)保存年限と予診票の電子化予算について 2. 非平時にかかる地方自治法改正案について (1)非平時にかかる地方自治法改正案の情報について (2)市民への影響について (3)非平時にかかる地方自治法改正が施行された場合 の対応について	市長 副市長 教育長 総務部 企画部 福祉部 健康部 生活安全部 市民環境部 教育部
	1. コロナワクチン接種履歴及び予診票について (1)本市の保存期間と保存方法について ①香芝市においても新型コロナワクチン接種により健康被害が生じて、 健康被害救済給付の請求をされる場合、接種を受けた際の予診票が必要と されているが、その保存はどのように行われていますか。 ②市内の医療機関でもコロナワクチン接種が行われていますが、医療機関で 接種された分の予診票についてはどのように保存されているのですか。 (2)市民に対する周知について ①健康被害救済給付の請求を行う場合、予診票以外にどのような書類が 必要ですか。 (3)市の接種者の接種履歴の保存期間を延長について ①コロナワクチンの臨時接種が3月末で終了と聞いていますが、数年後に ワクチンによる健康被害が生じて、救済給付の請求を行うこととなった場合、 予診票の保存期間が5年では、給付を認定するための審査に支障がでるのでは ないかと思われます。市によっては、予診票の保存期間を延長している所もあ るが、香芝市としての考えをお聞かせください。 (4)保存年限と予診票の電子化予算について ①予診票は紙で保存されているようですが、予診票を電子化して保存することは	

できないのですか。また、保存年限の延長や予診票の電子化の予算について国に要望していくことについてはいかがですか。

2. 非平時にかかる地方自治法改正案について

(1) 非平時にかかる地方自治法改正案の情報について

① 国または県から本市への、非平時にかかる地方自治法改正案の情報はどこまで受けていますか。

(2) 市民への影響について

① 本市は、非平時にかかる地方自治法改正案がそのまま通ることによって、市民にどのような影響があると考えられますか。

(3) 非平時にかかる地方自治法改正が施行された場合の対応について

① 非平時にかかる地方自治法改正が施行された場合、市民の人権が担保できない可能性が発生すると思われるが、それについてどのような対応しようと考えられるか

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 6年 3月 4日

質問者

議員 小西 高吉

香芝市議会議長

川田 裕 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目	1. 観光政策と地域活性化について (1) 観光の産業化・地域活性化の考えは	市長
中項目	2. 防災について (1) 自主防災組織の状況は (2) 香芝市防災訓練実施予定は	副市長 教育長 企画部 産業振興局 危機管理監
※箇条書で記入 ください。	3. 中学校部活動地域移行について (1) 奈良県の方針を受けて市の考えは	教育部 関係部局

(要旨) ※ できるだけ具体的に記入願います。

1. 観光政策と地域活性化について

(1) 観光の産業化・地域活性化の考えは

- ① 香芝市は、観光の産業化の考えは
- ② 観光に関する予算の効果は
- ③ 観光の重点施策は
- ④ 今後の計画は
- ⑤ 公民連携の組織づくりの考えは
- ⑥ スポーツツーリズム・訪日教育旅行の誘致の考えは
- ⑦ 今までした提案をどのように検討しているのか
- ⑧ 市外から多く集まる施設は・年間何名の方が来訪しているのか
- ⑨ 市外からの来訪者が地域に貢献しているのか
- ⑩ 市民が決められる体制づくりは構築されたのか
- ⑪ 総合体育館を交流人口・関係人口の場も兼ねていると考えているのか
- ⑫ 市税を増やす手段としての政策・観光や交流人口増加による経済効果の考えは
- ⑬ 市税の例えば25年後の分析は
- ⑭ 物価高騰対策としてのギフトカードの苦情・課題は
- ⑮ 物価高騰対策としてのギフトカードの効果は

2. 防災について

(1) 自主防災組織の状況は

- ① 各自治会等での自主防災組織の状況は
- ② 自主防災組織で実施されていることの把握は
- ③ 自主防災組織を組織化する考えは
- ④ 消防団・自警団・自主防災組織等の災害に対する組織をまとめる施策は
- ⑤ 地域の避難所に入れない要支援者の受入れ体制は
- ⑥ 香芝市が主導して防災に関する仕組みづくりの考えは

(2) 香芝市防災訓練実施予定は

- ① 市全体としての防災訓練の考えは
- ② 防災計画や防災訓練を通じて市全体を掌握、コントロールできるようにすることが必要だと考えるが市の考えは

3. 中学校部活動地域移行について

(1) 奈良県の方針を受けて市の考えは

- ① 2026年度から教員の指導による休日の学校部活動を廃止する方針を発表されたが市の考え・対応は
- ② コーディネーターの配置は
- ③ 生徒・保護者への説明・周知は

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 6年 3月 4日

質 問 者
議 員 清 川 希 代 子

香芝市議会議長
川 田 裕 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入ください。 ※太枠内の事項を一般質問通告一覧表に記載します。	<ol style="list-style-type: none">悩みを抱える子どもたちへの支援について<ol style="list-style-type: none">子どもたちのSOSに早期に気付くためのアプリについて子どもたちの居場所作りについて教職員を対象としたゲートキーパー養成講座について悩みを抱える香芝市民への支援について<ol style="list-style-type: none">心の健康についてゲートキーパー養成講座について心の健康相談室について困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について誰もが集える居場所作りについて災害への備えについて<ol style="list-style-type: none">災害備蓄品について自助・共助・公助について福岡市長の行政政策について<ol style="list-style-type: none">子どもたちとの意見交換会について市長の行政政策ビラについて「香芝市二十歳を祝う会」でのスピーチについて	市長 副市長 教育長 教育部 健康部 福祉部 危機管理監 都市創造部 市民環境部

(要 旨) ※ できるだけ具体的に記入願います。

1. 悩みを抱える子どもたちへの支援

文部科学省の令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策等についての通知によると、小中学校の不登校児童生徒数が約29万9千件、小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数が約68万2千件と過去最多となり、自殺した児童生徒数は400人を超えている。

①子どもたちのSOSに早期に気付くためのアプリについて

1人1台端末を活用した、「こころの天気」等、子どもたちの様々なSOSに早期に気付くための類似アプリの導入を、令和3年の9月議会から継続的に要望し続けてきた。そこで、調査研究の経緯と今後の取組について伺う。

また、昨年9月から県内すべての公立小学校、義務教育学校に導入された、教職員が入力する「いじめ兆候発見アプリ」の運用状況。

②子どもたちの居場所作りについて

不登校の子どもたちを学校に復帰させることがゴールではない。不登校は決して悪いことではないという考え方がやっと保護者や先生方に醸成され始めてきたと感じる。

そこで、不登校はいけない、学校に行かなければならない等、以前の考え方から脱却する意識の醸成をより高めるための取り組みについて伺う。

学校は安心安全な場所であることが求められる。

不登校の子どもたちはもちろん、不登校の児童生徒に限らない全ての子どもたちの安心安全な居場所が早急に必要なのではないか。

[参考] 学びの多様化学校が全国で24校設置されている。(令和5年時点)

例：奈良県大和郡山市 「ASU」

③子どもたちから悩みや困りごと、死にたい気持ちを打ち明けられた時に、子どもの気持ちに寄り添った適切な対応ができるよう、教職員を対象としたゲートキーパーについての研修が必要であるとする。

2. 悩みを抱える香芝市民への支援について

①心の健康について

香芝市における令和5年の自損行為による救急搬送は31件。これはごく一部であり、実際にはもっと多くの方が悩みを抱え、苦しんでいるのではと推察。

香芝市の状況、心の健康相談室等、市民への相談窓口の周知。

②ゲートキーパー養成講座について

本市で開催しているゲートキーパー養成講座やくらしを考える市民講座はとても良い。

来年度、継続かつ拡充は。

③心の健康相談室について

保健センターで行っている心の健康相談室は市民のニーズに合致しているのか。関係機関との連携はうまく機能しているのか等。

④困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について

令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるにあたり、市町村には努力義務とされているが、困難な女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けることができる体制を構築し、重層的な支援や段階に応じた支援を実施しなければならないと考えることから、香芝市の女性相談窓口の現状と今後の取り組みについて伺う。

また、相談内容が多様化しており、適切な対応も求められるため、支援員の資質向上も課題ではないか。

香芝市においても困難な問題を抱える女性が潜在化しやすく、市が支援を必要としている女性を把握できていない状況がある。

そのような女性ができる限り早期に適切な支援を受けることができるよう、窓口の周知及び窓口から必要な支援に速やかに結びつける必要があると考えることから伺う。

⑤誰もが集える居場所作りについて

障がいの有無、年齢、性別に関わらず集える居場所作りについて。

市民主導での取り組みが市内各所で開催されている。

特に高齢者を対象とした、いきいき100歳体操やふれあいサロンなどが、認知症予防やフレイル予防の観点から開催されている。

しかし、市民の困りごとは多様化、複雑化しており、高齢者のみならず、ライフステージの変化によっても様々な困りごとが複合化している。

このような状況下で、切れ目のない継続的かつ伴走型の支援が必要であると考えらる。

3. 災害への備えについて

能登半島地震（過去の大きな災害の教訓）から、特に、断水・トイレ不足・非常電源に対する備えが不十分であると考えことから。

①災害備蓄品について

現時点の災害備蓄品の充足率と新たに備える必要があるもの。

賞味期限（保存水、食品、液体ミルク等）・消費期限（紙おむつ、生理用品、段ボールベッド等）の点検、品質管理、また、廃棄することなくローリングストックや他の部署と連携し利活用はできているか。（幼保・小中学校の給食、防災訓練、フードドライブ、プレママ教室・乳幼児健診等での配布）

②自助・共助・公助について

[自助]

市の備蓄品に全て任せるのではなく、自分の身はまず自分で守る意識の向上。各家庭で日頃から災害に備える啓発について。

[共助]

誰かが積極的に声をかけなければ、人はなかなか動かない傾向がある。必要に応じて、防災講演、災害図上訓練、避難所訓練等のリーダー役を果たすとともに、自主防災組織や消防団の活動にも積極的に参加してくださる防災士の資格取得における、わかりやすい補助金の創設について。

例：河合町 17,000 円全額補助

[公助]

・既存木造住宅無料耐震診断、耐震改修工事の補助金交付制度、耐震シェルター補助金交付制度について。

・災害が発生した際、高齢者や障がいを持つかたなど、特別な配慮が必要な避難者のための福祉避難所の開設は重要。

災害時に向けて関連する機関と連携し、施設の準備や設備の整備にどの様に取り組んでいるのか。

4. 福岡市長の行政政策について

福岡市長が就任されてから約4年間の実績とこれからの香芝に対する想いを伺う。大きなテーマであるが、香芝市の全ての課題について考え、方向性を決め、時には優先順位をつける必要もあるでしょう。

トップとして決断を下さねばならないこともある中、福岡市長の想いを伺いたい。

①子どもたちとの意見交換会について

市長は子どもたちとの意見交換会や市のイベント等で子どもたちと積極的に対話の機会を持つように心がけてくれている。

しかし、意見交換会をするだけで終わってはいけない。今後、子どもたちの意見をどのように政策に活かしていくのか伺う。

②市長の行政政策ビラについて

ポスティング及び新聞折り込みされている市長の行政政策ビラの内容から、特に子ども、高齢者、障がい者への福祉の充実への取り組みについて伺う。

③「香芝市二十歳を祝う会」でのスピーチについて

今年1月8日に開催された「香芝市二十歳を祝う会」第2部において、市長がお話になった内容から伺う。

また今回の一般質問を通して、香芝市の課題についてどのように認識しておられるのか見解を伺います。

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 6年 3月 4日

質問者

議員 上田井 良二

香芝市議会議長

川田 裕 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目	1. 就学前までの健康診査について ①現在の実施状況について ②現状での問題点と課題について ③国からの助成を含めた今後について	市長 副市長 教育長 健康部 生活安全部
※箇条書で記入下さい。	2. 罹災証明について ①罹災証明書発行のプロセスについて ②災害発生時の対応と今後について	教育部 その他 関連部局

要 旨 ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 安心の就学（小学校入学）につなげる事を目指す「5歳児検診」が全国的な実施に向け、国は今年から市区町村への検診費用助成を開始したところであるが、これは公明党が提言している「出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備」することを国に要請したことによるものである。
そこで、現在、市が行なっている健康審査の状況や問題点、課題等について伺い、国からの助成に関する対応や関連部署間の連携等について、担当部局の考え方や今後の方向性について聞く。
2. 災害発生時によく耳にする「罹災証明書」等について、災害が発生した場合には、実際にはどのようなプロセスを経て発行されているのか伺う。
そして、その証明書が被災された市民に対して、どのような効力があるのか、またその必要性について聞く。
そして今年発生した能登半島地震を含めた過去に発生した災害に対して、香芝市が行なった応援体制やその問題点などを伺い、今後の災害対応について総合的な考え方を聞く。

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 6年 3月 4日

質問者

議員

眞鍋 亜樹

香芝市議会議長

川田 裕 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入ください。 ※太枠内の事項を一般質問通告一覧表に記載します。	1. すべてのこどもが幸せに育つまちづくり (1) ひとり親家庭への支援について (2) こどもの心への支援について (3) 共同養育計画書の作成について (4) 親子交流支援について (5) 別居親の保育所・幼稚園・認定こども園・学校行事等への参加について (6) こどもアドボカシーについて (7) こどもに関する条例制定にむけての進捗状況 2. 明るく健全な市民活動について (1) 本市における市民活動の目的について (2) 本市での市民活動が可能な要件について (ファミリーサポートセンター事業サポート会員、放課後こども教室スタッフ、まちづくり提案活動支援事業応募団体、ふれあいフェスタ出展者、冬彩ボランティアスタッフ、消防団員) (3) 香芝市内の駅前広場、道路歩道における政治活動に対する本市の見解と対応について	市長 副市長 教育長 福祉部 教育部 市民環境部 生活安全部 都市創造部 その他関係部局

1. すべての子どもが幸せに育つまちづくり

令和5年4月に施行された「こども基本法」では、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指している。子どもが育つ環境は実に様々で、3組に1組が離婚するとされる日本においては、令和3年度調査の結果によると、母子世帯数は119.5万世帯、父子世帯数は14.9万世帯となっており、本市でも決して少なくない子どもたちが当事者となっている。離婚後に、別居親と親子断絶となっているのは、別居父の場合約69.9%、別居母の場合約51.9%となり、非常に多くの子どもたちが別居親に会えていない。また、養育費の受け取りは母子世帯28.1%、父子世帯8.7%となっており、全くもって十分とは言えず、親子交流、養育費受け取りに対しては、早急に改善策を実施していく必要がある。(出展:令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果、厚労省)

現在、離婚後も父母の両方が子どもの親権を持ち続ける「共同親権」の法整備にむけての議論が進められているが、社会概念の大きな転換期に先立ち、基礎自治体でできる「共同養育」のための支援や取組を先行して行うことは、子どもたちが親の婚姻関係に関わらず、安定した環境のなかで継続的に育つことができ、大変価値のある取組となる。当然のことながら、子どもたちが幸せに育つには、父母ともに「それぞれとの安定した親子関係の継続」と「安定した経済状況を確保すること」が不可欠である。こども家庭庁の推奨する「こどもまんなか社会」の視点で、社会全体でこどもの養育環境を整備していく必要がある。本市における「共同養育」に向けた現状の取組と今後の方針について伺う。

また、こども基本法に基づくこども施策の策定等へのこどもの意見の反映についても、義務付ける規定が設けられた。こどもの声をきくアドボカシーへの取組の現状や意識について確認するとともに、令和5年9月定例会一般質問において、「こどもに関する条例」制定にむけて、市長より「こどもの意見を聞いて反映できるよう取り組んでまいりたい」とされたことについて、進捗状況を伺う。

2. 明るく健全な市民活動について

市民が主体となって、社会的な課題解決に取り組む市民活動は、本市においても積極的に活動が行われ、明るく健全なまちづくりの一役を担っていただいている。各議員においても、当選後も地域の担い手として、市民の一人として、市民活動を続けることも珍しいことではないが、本市における事務、事業の全てが議員にとっては調査や審議対象となることを鑑みて、議員個人がひとつの事業に深く関わることを懸念する声もある。本市における市民活動の目的や活動できる要件についての見解を明確にし、明るく健全な市民活動の推進を目指す。

また、選挙が行われていない平常時の政治活動は、選挙運動にわたらない限り、原則として自由に行え、各議員のみならず、個人の活動もある。多くの方が政治に関心を寄せ、国やまちを思い行動に移すことは、本市のまちづくりにとっても大きな活力となる。政治活動の際に使用されることの多い本市駅前広場や道路歩道における政治活動に対する、本市の見解と対応について伺い、明るく健全な風通しのよい政治活動が行えるまちを目指す。

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和6年3月4日

質問者

議員 中井 政友

香芝市議会議長

川田 裕 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
<p>大項目</p> <p>中項目</p> <p>※箇条書で記入下さい。</p>	<p>一 保育所・幼稚園・こども園について</p> <p>1,保育士の問題</p> <p>①正規職員は、足りているのか。</p> <p>②再編方針では、今後どのように職員配置するのか。</p> <p>2, 会計年度任用保育士の問題</p> <p>①保育士の待遇改善について</p> <p>3, 公立保育士・幼稚園教諭数は一般職員数を圧迫しているのか？</p> <p>4, 幼保再編方針について</p> <p>①方針と計画の違い</p> <p>②公立五位堂幼稚園・保育所について</p> <p>③公的責任の意味をどう考えているのか</p> <p>二、香芝市のまちづくりについて</p> <p>1、景観について</p> <p>①「みどりの基本計画」の、みどりを持つ機能のうち景観形成についてお聞きする</p> <p>2, 立地適正化計画（防災指針）について</p> <p>①本市では、「立地適正化計画」の策定を進められているその内容と防災指針について</p> <p>3, 防災について</p> <p>①本市における防災上の課題や被害想定、避難体制など具体的な対応・対策について</p> <p>②職員体制と勤務について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市長 ・副市長 ・企画部 ・福祉部 ・都市創造部 ・市民環境部 ・その他関係部局

要 旨 ※できるだけ具体的に記入願います。

一 保育所・幼稚園・こども園について

1,保育士の問題

- ①正規職員は、足りているのか。
- ②再編方針では、今後どのように職員配置するのか。

2, 会計年度任用保育士の問題

①待遇改善について

3, 公立保育士・幼稚園教諭数は一般職員数を圧迫しているのか？

4、幼保再編方針について

①方針と計画の違い

- ・保護者への説明について
- ②公立五位堂幼稚園・保育所の問題について
 - ・サウンディング調査報告について
- ③公的責任について

- ・公有地の活用について
- ・通園・通所時の安全について
- ・前回方針からの変更について
- ・保育未利用者の増加について

二、香芝市のまちづくりについて(景観・立地適正化計画・防災)

1、景観について

- ① 景観形成の認識
- ② どのようにまちづくりをすすめるのか
- ③ どのような取組みを考えられているのか
- ④ 区域内の規制について
- ⑤ 他市の状況について
- ⑥ 香芝市の独自性について

2, 立地適正化計画について

- ① 立地適正化計画の内容について
- ② スケジュールについて
- ③ 計画中の公共交通・防災について
 - ・地域公共交通について
 - ・防災指針について

3, 防災について

- ① 災害想定について
- ② 職員体制と勤務について